

教育研究評議会議事録（第7回）

日 時：平成16年10月28日（木） 15時～16時45分

場 所：事務局第一会議室

出席者：平山，猪内，進藤，齋藤，菊地，中嶋，高塚，星野，森，太田，

井上，砂山，千葉，村上，長谷川，井山，馬場，鈴木，山崎，望月

欠 席：雑賀，木村，内藤

議 題

1. 連合法科大学院（仮称）の設置について

学長から，北東北地域の弁護士不足の解消を目標に北東北3大学の連携で人文社会科学部を中心に教員確保や教材研究などの準備を進め開校を目指してきた連合法科大学院（仮称）について，教員及び学生確保など課題解決への取組状況を勘案した結果，設置構想を一旦白紙に戻し将来的課題することの提案があり，審議の結果，本提案を了承した。また，学長から次善の方策として以下のことについて今後検討することの報告があった。

- ① 法科大学院進学支援プログラムの設定
- ② 地域連携推進センターに法律関係部門の設置
- ③ 北東北連携推進協議会及び分野別専門委員会において，法学分野の連携強化の推進について協議すること
- ④ 法科大学院進学者への奨学金制度の創設

2. 学生の懲戒について

学長から，不法行為を行った学部学生の懲戒についての提案があり，本件は岩手大学学則第70条に基づき審議するものである旨が述べられた。

次いで，太田農学部長から，資料（回収資料として配付）に基づき，平成11年度入学農学部農業生産環境工学科 学生に係る不祥行為の概要及び10月19日開催の農学部教授会において当該学生は「退学」が相当であると決定するに至った審議経過について説明があった。

審議の結果，「同人の行為は，学生としての本分に反すること，犯罪組織に組みし職業犯的な犯罪で反社会的な性格を強く有していること及び理由なく長期にわたり学業を放棄していたこと」の理由により判断し，退学処分とすることについて，承認した。

次いで，学長から，処分の日付は，平成16年10月28日付けで行う旨が述べられた。

3. その他

なし

報告

1. 国立大学法人岩手大学職員給与規則の一部を改正する規則について（追加）

学長から、10月28日開催の第19回役員会において「国立大学法人岩手大学職員給与規則の一部を改正する規則について」決定した旨が述べられ、続いて職員課長から、同規則の内容について説明があった。

なお、改正理由中「所要の」及び附則中「等」の用法について意見があった。

2. 役員会（第15、16、17、18、19回）報告について

学長から、9月21日、9月28日、10月5日、10月19日及び10月26日開催の同会議の概要について、配付資料2-1～2-5に基づき報告があった。

3. 学長・副学長会議（第21、22、23、24、25、26回）報告について

学長から、9月21日、9月28日、10月5日、10月12日、10月19日及び10月26日開催の同会議の概要について、配付資料3-1～3-6に基づき報告があった。

4. 学長選考会議（第1回）の開催について

学長から、10月29日に第1回岩手大学学長選考会議が開催予定である旨報告があった。

5. （社）国立大学協会東北地区支部会議報告について（追加）

学長から、10月15日開催の同会議の概要について、配付資料4に基づき報告があった。

6. 組織検討委員会報告について

学長から、同委員会の審議状況について、次のとおり報告があった。

（1）9月16日開催の委員会

- ・農学部の教員補充計画を了承したこと。
- ・農学部教務職員から教員（助手）への振替を了承したこと。

（2）9月30日開催の委員会

・北東北連合法科大学院（仮称）設置計画について、一旦白紙に戻し将来的課題としたこと。また、全学課題として人文社会科学部に措置した教員3名の返還時期につい

ては今後人文社会科学部と詰めること及び設置を計画している地域連携推進センター
地域司法部門（仮称）の担当教員の配置については、今年度末に返還予定の人文社会
科学部及び教育学部の助教授2名をもって充てることを了承したこと。

7. その他

次回教育研究評議会の開催について

次回教育研究評議会は、11月18日（木）15時から開催することとした。